

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 152 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の改正について

企業会計基準委員会は平成 30 年 2 月 16 日に改正企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「改正回収可能性適用指針」）を公表しました。

改正回収可能性適用指針第 18 項では、「(分類 1) に該当する企業においては、原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。」と「原則として、」を追加しています。これは、例えば、完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損について、企業が当該子会社を清算するまで当該子会社株式を保有し続ける方針がある場合等、将来において税務上の損金に算入される可能性が低いときに当該子会社株式の評価損に係る繰延税金資産の回収可能性はないと判断することが適切であると考えられることを明確にするものです。

以下、これについて詳しくご説明します。

1. 完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損は一時差異に該当するか？
企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」を審議する過程で、完全支配関係（法人税法第 2 条 12 の 7 の 6 号）にある国内の子会社株式の評価損のように、当該子会社株式を売却したときには税務上の損金に算入されるが、当該子会社を清算したときには税務上の損金に算入されないこととされているものについて、当該子会社株式を将来売却するか、当該子会社を清算するか等が判明していない場合に、一時差異（将来減算一時差異）として取り扱うか否かが明確ではないとの意見が聞かれました。
これについては、当該子会社株式を将来売却するか、当該子会社を清算するか等が判明していない場合であっても、個別貸借対照表に計上されている資産の額と課税所得計算上の資産の額との差額は、当該差額が解消する時にその期の課税所得を減額する効果を有する可能性があることから、一時差異（将来減算一時差異）に該当するものと整理されました。

2. (分類 1) の場合でも回収可能性はないと判断するのか？
一時差異として完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損があり、企業が

当該子会社を清算するまで当該子会社株式を保有し続ける方針がある場合等、将来において税務上の損金に算入される可能性が低い場合に当該子会社株式の評価損に係る繰延税金資産の回収可能性はないと判断することが適切であると考えられます。したがって、改正回収可能性適用指針においては、(分類1)に該当する企業において、将来の状況により税務上の損金に算入されない項目に係る一時差異について、例外的に回収可能性がないと判断する可能性があることを明らかにするため、繰延税金資産の全額を回収可能性があるものとする取扱いに、「原則として、」との文言を追加しました。

3. 適用時期等

平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。なお、改正回収可能性適用指針の適用初年度において、第18項を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱われます。